

## 欠席日を訓練実施日から除外する取扱いについて

基本奨励金の支給対象期間又は支給単位期間における出席率が80%未満である場合であって、欠席日の欠席理由が以下の場合に該当する場合は、証明書類を提出することにより当該欠席日を訓練実施日から除外して取り扱うことができます。

なお、**出席率が80%以上である場合、又は欠席日を訓練実施日から除外しても出席率が80%未満である場合は、証明書類を提出する必要はありません。**

- 1 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症(以下「感染症」という。)による場合
  - (1) 企業実習先において、感染症に受講生以外の者が感染し、当該受講生が企業実習を受講できなかった場合
  - (2) 受講者本人が感染症に感染したことにより訓練を欠席した場合
  - (3) 受講者の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関関係者から受講者本人も自宅待機が必要との指示を受けたことにより訓練を欠席した場合
- 2 大規模な災害等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合
- 3 裁判員等に選任された場合等
- 4 ハローワークに指示された求職活動を行う場合

〈例〉欠席日(2日間)の欠席理由が感染症である場合

- ・ 訓練実施日数 60日
- ・ 出席日数 47日

$$\text{出席率} = \frac{\text{出席日数}}{\text{訓練実施日数}} = \frac{47}{60} = 78\%$$

この場合、証明書類を提出することにより感染症により欠席した日を訓練実施日(60日)から除外することができます。

$$\text{出席率} = \frac{\text{出席日数}}{\text{訓練実施日数}} = \frac{47}{60 - 2} = 81\%$$

☆ 証明書類について不明な点がある場合には、訓練実施施設で判断することなく、福岡労働局職業安定部訓練課にお問い合わせください。